

**グリーンボンドガイドライン  
2017年版（仮称）骨子案  
概要**

# グリーンボンドの概要、ガイドラインの目的・基本的な考え方

## 【グリーンボンドとは】

- グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、グリーンプロジェクトの資金調達のために発行する債券。①調達資金の用途をグリーンプロジェクトに限定、②調達資金を追跡管理、③レポーティングを通じ透明性を確保、の3つの性質。
- 2016年の年間発行額は810億米ドル（前年比192%）。2015年以降、中国・インド等アジアにおける発行が急増。
- 調達資金の充当対象別の発行実績（2015年）は、「再生可能エネルギー」が45.8%と最も多く、次いで「省エネルギー」が19.6%となっている。その他、「低炭素交通」「水資源」「廃棄物処理」「農業・森林」「適応」等。

## 【グリーンボンドのメリット】

- 発行のメリット・・・①グリーンプロジェクトに関する積極性のアピール、②新たな投資家との関係構築、等
- 投資のメリット・・・①ESG投資コミットメントに合致する投資、②投資を通じた環境利益と投資利益の両立、等
- 環境面・社会面のメリット・・・①温室効果ガスの長期大幅削減や自然資本の劣化の防止、②エネルギーコスト低減、地域活性化、災害時のレジリエンス向上等、等

## 【ガイドラインの目的】

- 「パリ協定」「国連持続可能な開発目標」の目標達成のため、グリーンプロジェクトへの民間資金の大量導入が不可欠。その一つのツールとしての「グリーンボンド」の国内における普及は十分とはいえず、その普及を図る必要がある。
- 本ガイドラインは、「実務担当者」が参考とし得る具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性確保と、発行体のコスト・事務的負担の削減の両立につなげ、グリーンボンドの普及を図るもの。

## 【ガイドラインの基本的な考え方】

- グリーンボンド市場は、本来、発行体と投資家の間での、十分な情報を基礎とした対話を通して成熟していくべき。グリーンボンドに期待される事項をあらかじめ整理しておくことは、発行体と投資家間の対話の基礎となる。
- 発行体と投資家の双方にとって、グリーンボンド一般に対する社会的な信頼が維持されることは重要。特に、グリーンウォッシュ債券がグリーンボンドとして市場に出回ることの防止は極めて重要。
- 国際的に広く認知されているグリーンボンド原則との整合性に配慮。
- 発行体による情報開示とその情報を活用した投資家等による評価が重要。これにより、発行体の対応の多様性を確保しながらも、グリーンウォッシュ債券が出回ることに關する市場の牽制を働かせることができる。

# グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法（1）

## 【調達資金の用途】

- グリーンボンドによる調達資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべき。具体的な資金用途の例としては、以下のようなグリーンプロジェクトが考えられる。

### 再生可能エネルギー

- ・再エネ発電 ・再エネ熱利用
- ・再エネ電気の需給調整、貯蔵等を行う事業 等

### 省エネルギー

- ・ZEH、ZEBの新築
- ・建築物省エネ改修 等

### 汚染の防止と管理

- ・サーキュラー・エコノミーの実現に資する事業
- ・有害化学物質の排出抑制
- ・汚染土壌の処理 等

### 自然資源の持続可能な管理

- ・持続可能な農業・漁業・林業
- ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）等

### 生物多様性保全

- ・沿岸・海洋・河川流域環境の保護
- ・里山や里海の保全 等

### クリーンな運輸

- ・電気自動車や水素自動車等の開発・製造、インフラ整備
- ・モーダルシフト、輸配送の共同化等による物流システム効率化 等

### 持続可能な水資源管理

- ・水循環の保全 ・洪水緩和対策 等

### 気候変動に対する適応

- ・都市インフラの防災機能強化 等

### 環境配慮製品・製造技術・プロセス

- ・環境配慮型製品等の開発・導入
- ・省資源包装・配送 等

- 調達資金の用途は、目論見書などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明すべきである。
- グリーンプロジェクトが、付随的に、環境に対してネガティブな効果も持つ場合には、投資家等がその効果を適切に評価できるよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。

## 【プロジェクトの評価及び選定のプロセス】

- 発行体は、プロジェクトの評価及び選定のプロセスの概要（以下）を、事前に投資家に説明すべきである。
- ①グリーンボンドを通じて実現しようとする環境面での目標（Objective）
- ②具体的なプロジェクト評価・選定の判断根拠となる規準（Criteria）
- ③その判断を行う際のプロセス（Process。プロジェクトが目標や規準に照らして適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠、どの部署で実際に評価・選定を行うのか、どの部署でその適切性を検証するのか、など）

# グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法（2）

## 【調達資金の管理】

### （1）調達資金の管理

- 発行体は、調達資金が確実にグリーンプロジェクトに充当されるよう、調達資金の全額について、適切な方法（補助勘定の利用、社内システム等による充当資金の残高管理など）により追跡管理を行うべきである。
- 発行体は、グリーンボンドによる調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。

### （2）未充当資金の運用

- グリーンボンドにより調達した資金について、発行体が合理的な理由なく調達資金をグリーンプロジェクトへ充当しないことは避けなければならない。
- 発行体は、グリーンボンドによる調達資金の充当のタイミングが来ていないために一時的に未充当となる場合などには、想定している未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。

## 【レポーティング】

- 発行体は、グリーンボンドによる調達資金の最新情報を、発行後に一般開示（ウェブサイト掲載等）すべきである。
- 発行体は、少なくとも1年に1回（大きな状況変化の場合には必要に応じ）、上記の開示をすべきである。
- 上記の開示事項には、「調達資金を充当したグリーンプロジェクトの概要」「充当した資金の額」「環境改善効果」が含まれるべきである。
- 上記の開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましいが、守秘義務契約がある場合などには、情報を集約した形式で行うことも差し支えない。
- 環境改善効果の開示には、「グリーンボンドの環境面での目標」「規準」との整合性や、グリーンプロジェクトの性質に留意して、適切な指標を用いるべきである。可能な場合には定量的な指標が用いられることが望ましい。

## 【外部機関によるレビュー】

- 発行体が、グリーンボンドのフレームワークについて、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。
- 過去にレビューを付与されたグリーンボンドと同一のフレームワークでの再発行時には、レビューは不要と考えられる。
- 外部機関によるレビューによる評価事項としては、「グリーンプロジェクトの適切性」「グリーンプロジェクトの評価・選定規準、実施体制の適切性」「調達資金の追跡管理の適切性」「算定される環境改善効果の適切性」等がある。
- レビューを利用する関係者の理解を容易にするために、レビューを付与する外部機関は、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかを、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すことが望ましい。
- 外部機関によるレビューの社会的信頼性を確保するために、レビューを付与する外部機関には、発行体との間での第三者性が確保されるとともに、レビューを付与する事項に関連する専門的知見があることが望ましい。

# モデルケースの掲載、ガイドラインの改定

## 【モデルケース】

(※以下のようなモデルケースを想定し、前記各事項にどのように対応をすることが考えられるかの例を示す。)

### <case1>

風力発電・太陽光発電事業を行うSPCが、事業資金を調達するケース

### <case2>

太陽光発電・風力発電・バイオマス発電等の再生可能エネルギー事業に融資を行う金融機関が、融資の原資を調達するケース

### <case3>

廃棄物処理業を営む事業会社が、自社工場内に廃棄物からのレアメタル回収を行う施設を新設するとともに、当該施設に有害物質の漏洩、浸透等を防止する設備を付するための資金を調達するケース

### <case4>

製造業を営む事業会社が、自社工場の省エネ性能を高めるための改修資金や、本社オフィスを省エネ性能の高いビルに建て替える資金を調達するケース

### <case5>

自動車メーカーのグループ企業である金融会社が、電気自動車、水素自動車等の低公害車の購入者向けの融資の原資を調達するケース

### <case6>

再生可能エネルギー事業、気候変動への適応事業としての治水事業、廃棄物処理事業等を行う地方自治体が、これらの事業の資金を調達するケース

## 【ガイドラインの改定】

本ガイドラインは、グリーンボンドの普及という目的を踏まえ、我が国の市場の成熟度を勘案して、状況変化に応じ改定していく。